

山之村キャンプ場の指定管理者の指定取消について

飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、下記施設の指定管理者の指定を取り消しました。

記

1 施設名及び所在地

- (1) 施設名 山之村キャンプ場
- (2) 所在地 飛騨市神岡町森茂1940番地1

2 指定状況

- (1) 指定管理者 山之村観光株式会社
- (2) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

3 指定の取消内容

- (1) 取消書通知日 令和5年2月3日
- (2) 取消年月日 令和5年4月1日（取消効力発生日）
- (3) 取消理由 指定管理者からの指定取消の申入れにより、施設運営を継続することができないと認めたため。